

# 平成 23 年度ユニバーサル社会に対応した 歩行者移動支援に関する現地事業 実施要領

## 1. 事業の目的

少子高齢化社会に向けて、ICT(Information and Communication Technology:情報通信技術)等を活用し、高齢者、障がい者をはじめ、誰もが必要に応じ、移動に関する情報を入手し、積極的に活動できるバリアフリー環境の構築をソフト施策の面から推進することが不可欠です。

「ユニバーサル社会に対応した歩行者移動支援に関する現地事業」(以下、「本事業」という)は、これまで実施してきた「モビリティサポートモデル事業」(※1)等の成果を踏まえ、歩行者移動支援システム(参考資料)による本格的なサービス展開に向け、多様な位置特定技術を活用し、歩行者移動支援システムを現地で適用し、継続的にサービス提供を行うビジネスモデルの構築を含めた一連の取組について、地方公共団体等に対して支援するものです。

(※1) モビリティサポートモデル事業については、以下の URL を参照のこと。

([http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/soukou/seisakutokatsu\\_soukou\\_tk\\_000025.html](http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/soukou/seisakutokatsu_soukou_tk_000025.html))

## 2. 事業の概要

### (1) 委託先

地方公共団体を構成員に含む協議会(以下、「協議会」という。)

### (2) 事業概要

本事業は、歩行者移動支援システムによる本格的なサービス展開に向け、多様な位置特定技術を活用し、継続的にサービス提供を行うビジネスモデルの構築を含めた一連の取組の実施について、国土交通省が協議会に対して委託するものです。

国土交通省は、本要領に基づき提出された提案書を審査の上、有識者を構成員とする第三者委員会からの助言・意見を踏まえ、実施事業を選定し、契約条件の協議を行った上で、委託契約を締結します。

国土交通省と委託契約を締結した協議会(以下、「受託者」という。)は、委託契約に基づき事業を実施し、その成果を国土交通省に提出して頂きます。国土交通省は、それらの成果をまとめ、広く周知・提供することにより、ICT等を活用した歩行者移動支援サービスの普及・展開を促進します。

(3) 事業規模

平成23年度の全体事業費約41百万円の範囲内での実施を予定しています。

(4) 事業期間

事業期間は、契約締結後から平成24年3月までです。

(5) 委託費の内容

委託費としては、事業実施準備のための費用、周知のための費用、サービス提供の取組に係る費用、各種調査のための費用を計上可能です。なお、恒久的な機器類等の施設整備に係る費用は委託経費の対象外です。ただし、本事業の目的を達成するために必要最低限の機器類については、リースやレンタルに限って経費の対象とすることが可能です。

### 3. 募集について

(1) 応募内容

ICT等を活用し、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが必要に応じ、移動に関する情報を入手し、積極的に活動できるバリアフリー環境の構築をソフト施策の面から推進するため、歩行者移動支援システムを現地で適用し、継続的にサービス提供を行うビジネスモデルの構築を含めた一連の取組の実施について募集します。

(2) 応募資格

応募資格は、以下の要件を満たす協議会です。

- ①地域の様々な主体との連携・協力を確保するための実施体制を構築すること。
- ②事業内容の公開及び他団体への周知・提供に積極的な貢献が可能であること。
- ③協議会に参画する地方公共団体が明らかであること。

なお、応募段階で協議会が設置されていない場合は、参画予定の地方公共団体により応募ができます。ただし、選定後、契約締結までに協議会の設置を行うことにします。

(3) 実施テーマ

移動制約者(※2)を対象に、多様な位置特定技術の組合せにより、高精度な位置特定を行い、歩行者移動支援システム(参考資料)による本格的なサービス展開と維持更新も含めた継続的なビジネスモデルを構築し、歩行者移動支援サービス(※3)を提供するものとします。

なお、具体的なサービス提供例としては、以下のようなものが挙げられます。

【サービス提供例】

- ・高精度な位置特定技術と場所情報コード等を用いたPush型(※4)の情報提供による歩行者移動支援サービス

- ・地上、地下に関わらずシームレスに情報提供を行う歩行者移動支援サービス
- ・公共交通情報と連携させた歩行者移動支援サービスの提供

(※2)移動制約者とは、「高齢者、障害者等の円滑化の促進に関する法律」第2条第一号に定める高齢者、障害者等(高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制約を受ける者その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものをいう)のほか、初めてその場所を訪れる者、外国人、乳幼児連れ等が含まれます。

(※3)歩行者移動支援サービスとは、移動制約者の特性を考慮したバリアフリー経路の案内や、モビリティサポートモデル事業で実施した歩行者への注意喚起や緊急情報提供等があります。

なお、モビリティサポートモデル事業については、以下のURLを参照のこと。

([http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/soukou/seisakutokatsu\\_soukou\\_tk\\_000025.html](http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/soukou/seisakutokatsu_soukou_tk_000025.html))

(※4)Push型とは、位置特定インフラから場所情報コードを能動的に発信することで、歩行者が自動的に位置情報を取得できる技術を指します。

#### (4) 実施上の条件

以下①～④の要件を満たすものを対象とするものとします。

- ①上記(3)に該当する取組であること。
- ②歩行者移動支援システム(参考資料)の内容を熟知し、当該システムの各構成要素を活用してサービス提供を行う取組であること。
- ③移動制約者の歩行者移動支援に資する、高精度な位置特定技術を活用したサービスを実施すること。
- ④委託期間終了後も継続的にサービス提供することを想定し、歩行者移動支援システムの維持更新も含めたビジネスモデルを構築し、実施すること。

#### (5) 応募手続き

応募に必要な書類等は、別添様式のとおりです。ここで示す様式以外での応募は認められませんのでご注意ください。

##### 1) 受付期間

応募書類の提出締切は、平成23年6月24日(金)(17:00必着)です。

##### 2) 提出方法

応募書類を一つの封筒に収め、3.(7)「問合せ及び提出先」へ直接提出するか、郵送等(宅配便、バイク便等を含む)により提出してください。封筒には、「平成23年度ユニバーサル社会に対応した歩行者移動支援に関する現地事業 応募書類在中」と赤字で明記願います。

郵送等の過程において、何らかの事情により応募書類が未着となった場合

の責任は一切負いかねますので、あらかじめご了承ください。郵送等の場合は、簡易書留扱いにする等、発送と到着の確認ができる方法での送付を推奨します。

### 3) 受付通知書

応募書類の受領後、郵送により「受付通知書」を発送いたします。応募書類の提出後1週間を経過しても「受付通知書」が届かない場合には、3.(7)「問合せ及び提出先」にご連絡ください。

なお、受付通知書を発送した場合であっても、応募書類に不備等があるときは、審査されないことがあります。

### 4) その他

応募書類は返却しませんので、必ず写し等を手元に保管しておいてください。また、応募申込及び選定の過程における応募書類・追加資料の作成・提出等に要する費用は、応募者の負担とします。

## (6) 選定方法

国土交通省は、有識者を構成員とする第三者委員会を開催し、その委員会からの助言・意見を参考に実施事業の選定を行います。事業の選定に当たっては、以下の「選定を優位に評価する要件」を加味し、総合的に評価を行います。

なお、昨年度実施した「モビリティサポートモデル事業」では、「モビリティサポート有識者委員会」(※5)での助言・意見を参考に実施事業の選定を行いました。

(※5)モビリティサポート有識者委員会については、以下のURLを参照のこと。

([http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/soukou/seisakutokatsu\\_soukou\\_tk\\_000030.html](http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/soukou/seisakutokatsu_soukou_tk_000030.html))

### 【選定を優位に評価する要件】

- ①歩行者移動支援システムの内容を熟知していること。
- ②継続的なサービス提供に向け、現実的かつ具体的なビジネスモデルや運用体制を提案していること。
- ③位置特定技術、場所情報コード及び歩行空間ネットワークデータ(※6)を連動させ、歩行者移動支援サービスを提供する取組について提案していること。
- ④本事業による達成目標として、具体的な数値目標、その測定方法及び達成時期を提案していること。

(※6)歩行空間ネットワークデータについては、以下のURLを参照のこと。

([http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/soukou/seisakutokatsu\\_soukou\\_tk\\_000026.html](http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/soukou/seisakutokatsu_soukou_tk_000026.html))

## (7) 問合せ及び提出先

政策統括官付参事官室

郵便番号：100-8918

住所：東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館2階

電話：03-5253-8794

## 4. その他

### (1) 成果報告等

受託者は、平成23年度の委託契約に係る契約書に定められた内容に応じた成果物を、契約期日までに国土交通省に提出してください。なお、別途、年度途中に事業の進捗状況等について報告を求めることがあります。

### (2) スケジュール

本事業の実施スケジュールは、概ね以下のとおりと想定しています。ただし、諸事情により、変更することがあります。

平成23年6月24日	募集締切
平成23年7月頃	有識者委員会を開催し、そのご意見を参考として受託予定者を選定
平成23年7月頃	委託契約の締結
平成23年8月 ～平成24年3月	事業の実施
平成24年3月	成果報告

### (3) ICTを活用した歩行者の移動支援に関する勉強会について

国土交通省では、平成22年9月より「ICTを活用した歩行者の移動支援に関する勉強会」(※7)を設置し、歩行者移動支援施策の推進や歩行者移動支援システムの今後の展開等について議論を行っていますので、ご参照下さい。

(※7) ICTを活用した歩行者の移動支援に関する勉強会については、以下のURLを参照のこと  
([http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/soukou/seisakutokatsu\\_soukou\\_fr\\_000002.html](http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/soukou/seisakutokatsu_soukou_fr_000002.html))

# 歩行者移動支援システムの構成

